



消 教 推 第 6 9 9 号
府 地 事 第 2 7 号
こ 支 家 第 3 号
6 初 健 食 第 1 1 号
健 生 食 監 発 0 1 3 1 第 1 号
社 援 地 発 0 1 3 1 第 1 号
6 新 食 第 2 2 9 4 号
6 消 安 第 5 6 4 2 号
2 0 2 5 0 1 0 8 G 局 第 1 号
2 0 2 5 0 1 1 4 商 局 第 3 号
環 循 総 発 第 2 5 0 1 0 7 3 号
令 和 7 年 1 月 3 1 日

各都道府県・指定都市 食品ロス削減に関する窓口担当部（局）長 殿
各都道府県・指定都市 消費者行政主幹部（局）長 殿
各都道府県・指定都市 児童福祉主管部（局）長 殿
各都道府県・指定都市 教育委員会教育長 殿
附属学校を置く各国公立大学法人の長 殿
小中学校を設置する学校設置会社を所轄する構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた各地方公共団体の長 殿
各都道府県・保健所設置市・特別区 衛生主管部（局）長 殿
各都道府県・市区町村 民生主管部（局）長 殿
各都道府県 食品アクセス確保に関する窓口担当部（局）長 殿

消費者庁消費者教育推進課長
内閣府地方創生推進事務局参事官
こども家庭庁支援局家庭福祉課長
文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課長
厚生労働省健康・生活衛生局食品監視安全課長
厚生労働省社会・援護局地域福祉課長
農林水産省大臣官房新事業・食品産業部外食・食文化課長
農林水産省消費・安全局消費者行政・食育課長
経済産業省イノベーション・環境局GXグループ資源循環経済課長
経済産業省商務情報政策局商務・サービスグループ消費・流通政策課長
環境省環境再生・資源循環局総務課リサイクル推進室長
(公印省略)

「食の環（わ）」プロジェクトのロゴマークの利用促進について

平素より、食品ロス削減、食品寄附促進、食品アクセス確保、消費者行政及び社会福祉等の行政に格別の御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

我が国では、まだ食べられるにもかかわらず廃棄されている食品ロスが、年間 472 万トン（令和 4 年度推計）発生しており、多くの食料が廃棄されています。その一方で、経済的理由により十分な食料を入手できない者や買物困難者が増加しているなど、食品アクセスの問題も顕在化しています。

食品ロス削減推進法においては、その前文において、食品ロスを削減していくためには、「まだ食べることができる食品については、廃棄することなく、貧困、災害等により必要な食べ物を十分に入手することができない人々に提供することを含め、できるだけ食品として活用するようにしていくことが重要」とされています。こうした食品寄附を促進することは、資源の有効活用や温室効果ガス削減といった環境面のみならず、生活困窮者支援や食品アクセスの確保という観点からも重要です。

このことから、政府では、食品ロス削減及び食品寄附促進、食品アクセス確保の3つの施策を包括する概念を『「食の環（わ）」プロジェクト』と称し、食品ロスの削減及び食品寄附促進、食品アクセスの確保に資する関係省庁の施策を一覧にまとめ、地方公共団体や民間事業者等に周知・活用することで、地域における取組を一体的に促進するとともに、関係府省庁が連携して「食の環（わ）」プロジェクトを効果的に発信していくことを、令和6年6月24日に申し合わせました。

都道府県、指定都市等におかれましては、別添資料や関連ウェブページを御確認の上、「食の環（わ）」プロジェクトの趣旨を御理解いただき、本プロジェクトのロゴマークを積極的に御利用いただくとともに、貴管下市区町村に広く御案内いただきますようお願いいたします。

なお、地方公共団体におけるロゴマークの使用については、特段の届出は不要です。

民間団体等においては、消費者庁へ届出を行うことで、本プロジェクトのロゴマークを使用することができますので、連携する民間団体等にも展開いただきますようお願い申し上げます。

【別添1】「食の環（わ）」プロジェクトの取りまとめとその発信について（関係府省庁申合せ）

【別添2】「食の環（わ）」プロジェクトロゴマーク使用規程

【別添3】「食の環（わ）」プロジェクトチラシ

【関連ウェブページ】

消費者庁食品ロス削減特設サイト「食の環（わ）」プロジェクトページ」

<https://www.no-foodloss.caa.go.jp/shokunowa/>

【問い合わせ先】

消費者庁 消費者教育推進課 食品ロス削減推進室

担当：松井、山端、橋本

電話：03-3507-9244(直通)

メールアドレス：no-foodloss@caa.go.jp